

# 夜間金庫規定

## 第1条（利用目的）

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定・普通預金・その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 第2条（利用方法）

- （1）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名・口座番号・入金額・その他必要事項を記入してください。
- （2）入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じ施錠したことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

## 第3条（預金への受入処理）

- （1）この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- （2）前項の取扱にあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

## 第4条（入金袋等の返却）

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 第5条（月額使用料）

- （1）夜間金庫を利用するときは、当金庫所定の月額使用料を1ヶ月分前払いするものとし、毎月当金庫所定の日に使用者が指定した預金口座より、普通預金通帳・総合口座通帳・同払戻請求書または当座小切手によらず払戻しのうえ月額使用料に充当します。
- （2）月額使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。

## 第6条（鍵の保管等）

- （1）投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- （2）入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の

開閉に使用します。

#### 第7条（鍵、入金袋の喪失・毀損）

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに、書面によって当金庫に届出てください。なお、この場合、修理費・再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

#### 第8条（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他金庫の責めによらない事由により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当金庫は責任を負いません。

#### 第9条（解約等）

この契約は、本人または当金庫の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。また、本人が、第12条（反社会的勢力の排除）第1項のいずれかの規定に該当し、もしくは第2項のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

なお、この場合には、投入口鍵・入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

#### 第10条（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵・入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

#### 第11条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定・普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

- （1）この夜間金庫を利用する本人は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運

動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、または次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) この夜間金庫を利用する本人は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

以 上

(平成23年9月20日改定)